

居宅療養管理指導書重要事項説明書

(事業の目的および運営の方針)

第1条 要支援・要介護状態などにある利用者が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して病状や心身の状態、置かれている環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(事業の内容)

第2条 指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- ① 要支援・要介護者またはその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- ② 居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）に対し、居宅サービス計画作成等に必要な情報を探求する。
- ③ 要支援・要介護者またはその家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- ④ その他、療養生活向上のための指導・助言等を行う。

(利用料等)

第3条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

厚生労働省が定める介護保険報酬に応じた利用者負担額（介護保険負担割合証記載に応じ1～3割）を徴収する。

費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に事前に説明するものとする。

(苦情処理)

第4条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

利用者またはその家族に対し、苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

名古屋市介護保険課 052-959-3087

国民健康保険団体連合会 052-971-4165

(守秘義務)

第 5 条 担当医師のみならず職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

この守秘義務は利用者との契約終了後、また職員の離職後も同様とする。

ただし、利用者が安心して介護保険サービスを受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供する場合がある。

(その他運営に関する重要事項)

第 6 条 健康保険法、介護保険法を遵守し業務を行う。

諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行う。

提供した居宅療養管理指導の内容については、記録を書面にて、その完結の日から 5 年間保存するものとする。